

## 新旧対照表

変更があった事項	変更後	変更前
定款	<p>(事業)</p> <p>第3条 この法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条の別表1号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成 するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p><b>【削除】</b></p> <p><b>【削除】</b></p> <p><b>【削除】</b></p> <p><u>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</u></p> <p><u>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業</u></p> <p><u>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業</u></p> <p><u>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業</u></p> <p><u>(5) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</u></p> <p><u>(6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</u></p> <p><b>【削除】</b></p> <p><u>(7) 介護保険法に基づく居宅サービス事業</u></p> <p><u>(8) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></p> <p><u>(9) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p><u>(10) 介護保険法に基づく施設サービス事業</u></p> <p><u>(11) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u></p> <p><u>(12) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u></p> <p><u>(13) 介護保険法に基づく介護予防支援事業</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 この法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条の別表1号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成 するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p><u>(1) 精神障害者の社会復帰や社会参加を促進する事業</u></p> <p><u>(2) 精神障害者共同住居運営事業実施要綱に基づく事業</u></p> <p><u>(3) 精神保健福祉法に基づく精神障害者グループホーム事業</u></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><u>(4) 介護保険事業</u></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p>

	<p><u>(14) 介護保険法に基づく第1号事業</u></p> <p><u>(15) 共同住居支援ネットワークの構築</u></p> <p><u>(16) 地域住民の理解を深めるための活動</u></p> <p><u>(17) その他目的を達成するために必要な事業</u> (任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p> <p><u>3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</u></p> <p><u>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</u> (定款の変更)</p> <p>第38条 この定款は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、<u>所轄庁</u>の認証を受けて効力を得る。</p> <p><b>附則</b></p> <p><u>(令和6年6月10日通常総会決定・令和6年8月1日稚内市長認可)</u></p> <p><u>この定款の変更は、稚内市長の認可があった日から施行する。</u></p>	<p><b>【新設】</b></p> <p><u>(5) 共同住居支援ネットワークの構築</u></p> <p><u>(6) 地域住民の理解を深めるための活動</u></p> <p><u>(7) その他目的を達成するために必要な事業</u> (任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><u>2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</u></p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(定款の変更)</p> <p>第38条 この定款は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、<u>北海道</u>の認証を受けて効力を得る。</p> <p><b>【新設】</b></p>
--	--	---

事業所（施設）の平面図、設備の概要等	1階		1階	
	室名など	面積（㎡）	室名など	面積（㎡）
	居室（A室）	12.42	居室（A室）	12.42
	居室（B室）	12.42	居室（B室）	12.42
	管理人室	15.84	管理人室	15.84
	居間・食堂・台所	23.08	居間・食堂・台所	23.08
	<u>浴室</u>	3.31	<u>浴室（男）</u>	3.31
	<u>浴室</u>	3.31	<u>浴室（女）</u>	3.31
	<u>脱衣所</u>	2.48	<u>脱衣所（男）</u>	2.48
	<u>脱衣所</u>	2.48	<u>脱衣所（女）</u>	2.48
	トイレ（小）	1.24	トイレ（小）	1.24
	トイレ（大）	1.24	トイレ（大）	1.24
	物置	7.25	物置	7.25
	廊下・玄関など	35.42	廊下・玄関など	35.42
	1階利用面積計	120.49	1階利用面積計	120.49

2階		2階	
室名など	面積 (㎡)	室名など	面積 (㎡)
居室 (C室)	12.01	居室 (C室)	12.01
<u>居室 (D室)</u>	<u>12.42</u>	<b>【新規】</b>	<b>【新規】</b>
<u>管理人室 (E室)</u>	12.42	<u>居室 (E室)</u>	12.42
_居室 (F室)	12.42	_居室 (F室)	12.42
_居室 (G室)	12.42	_居室 (G室)	12.42
_居室 (H室)	12.42	_居室 (H室)	12.42
_トイレ (小)	1.24	_トイレ (小)	1.24
_トイレ (大)	1.24	_トイレ (大)	1.24
_廊下など	31.89	_廊下など	31.89
2階利用面積計	<u>108.48</u>	2階利用面積計	<u>96.06</u>
利用面積合計	<u>228.97</u>	利用面積合計	<u>216.56</u>
<b>【削除】</b>	<b>【削除】</b>	<u>未利用 (D室)</u>	<u>12.42</u>
建物面積計	228.97	建物面積計	228.97

<p>主たる対象者</p>	<p><b>【削除】</b> 知的障害者 精神障害者 <b>【削除】</b></p>	<p><b>身体障害者（肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部障害）</b> 知的障害者 精神障害者 <b>難病等対象者</b></p>
<p>運営規程</p>	<p>（職員の職種、員数及び職務内容） 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。 管理者 1名（常勤・兼務） 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。 サービス管理責任者 1名（常勤・兼務） サービス管理責任者は、障害特性や利用者の生活実態に応じ、個別支援計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。 <b>世話人 2名（常勤・兼務2名）</b> 世話人は、利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談を行う。 <b>生活支援員 3名（常勤・専従2名、非常勤・専従1名）</b> 生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。 2 午後10時00分から午前5時00分の間に夜間支援従事者を1名以上配置する。  （主たる対象者） 第5条 <b>事業所の主たる対象者は、知的障害者、精神障害者とする。</b></p>	<p>（職員の職種、員数及び職務内容） 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。 管理者 1名（常勤・兼務） 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。 サービス管理責任者 1名（常勤・兼務） サービス管理責任者は、障害特性や利用者の生活実態に応じ、個別支援計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。 <b>世話人 5名（常勤・兼務2名、非常勤・専従3名）</b> 世話人は、利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談を行う。 <b>生活支援員 3名（非常勤・専従3名）</b> 生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。 2 午後10時00分から午前5時00分の間に夜間支援従事者を1名以上配置する。  （主たる対象者） 第5条 <b>事業所の主たる対象者は、身体障害者（細分なし）、知的障害者、精神障害者、難病等対象者とする。</b></p>
<p>協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容</p>	<p>市立稚内病院（精神神経科） <b>医療法人社団 凜誠会 森の風クリニック（内科）</b></p>	<p>市立稚内病院（精神神経科） <b>【新規】</b></p>